

鳴り砂

2-128号 (通巻 307号) 2024. 1. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

女川原発2号機の再稼働を止める全国的な運動を牽引しよう！

1月10日、東北電力は女川原発2号機の再稼働について、安全対策の工事が増えたとして数か月延期することを明らかにした。具体的には「火災防護対策」がその理由だが、再稼働も今年5月ごろから数か月程度延期されることになる。しかし、いずれにしても今年中に再稼働が迫っていることに変わりはない。あの東日本大震災から13年、これまで再稼働されたのは、西日本でのPWR（加圧水型）に限られてきた。女川原発が再稼働されれば、東日本でもBWR（沸騰水型）でも初めてとなり、岸田政権の「原発回帰」政策の象徴的な出来事となる。「宮城県の人にはもう忘れちゃったのか？」(今野寿美雄さん「帰れない村」より)、いや私たちは決して忘れてはいない。原発が過酷事故を実際に起こし、「帰れない」村や町を作り出したことを。そしてその可能性は、原発がある限り常に存在し続けていることを。そうであるならば、再稼働阻止に向けた大きな陣形

を、全県・全国の仲間とともに、3月23日の集会を皮切りに、私たちが先頭に立って切り開いていこう。

●改めて原発の怖さを示した能登半島地震

2024年が幕を開けてすぐ、1月1日16時すぎに発生した石川県能登地方での最大震度7の地震により、200人を超える方が亡くなるなど多大な犠牲・被害が発生し、懸命の救助活動および被害者への支援が続いている。

そうした中、志賀原発1号機では変圧器2台が油漏れを起こし(それぞれ3,600ℓ、19,800ℓ)、それにより外部電源1系統が使えなくなる、また1号機・2号機とも使用済み核燃料冷却プールがスロッシングを起こし、1号機のプールの冷却ポンプが一時的に停止するなどの被害が発生している。

「みやぎ脱原発・風の会2024会員のつどい」

記念講演「能登半島地震と志賀原発の現状～女川原発の再稼働を問う」

講師：上澤千尋さん（原子力資料情報室）

日時：2024年3月3日（日）10時～12時40分

【参加費：500円】

会場：仙台市戦災復興記念館4F第4会議室（仙台市青葉区大町2丁目12-1）

<https://us06web.zoom.us/j/89391776013?pwd=SdIS4USz4phievUgnQDrrpEjaQXN7Y.1>

ミーティング ID: 893 9177 6013

パスコード: 749850

※ZOOM参加可

〔連絡先〕090-8819-9920（館脇）

hag07314@nifty.ne.jp

「ストップ！女川原発再稼働 さようなら原発全国集会 in 宮城」

日時：2024年3月23日（土）14時集会スタート 15時デモ出発

会場：仙台市勾当台公園市民広場

発言：鎌田慧さん（さようなら原発1000万人アクション呼びかけ人） 他

主催：さようなら原発みやぎ実行委員会

〈連絡先〉080-1673-8391（多々良） E-mail: hag07314@nifty.ne.jp

共催：さようなら原発1000万人アクション

ちなみに、1、2号機の基礎部分で観測された東西方向の加速度は、1号機が957ガル（想定は918ガル）、2号機は871ガル（同846ガル）だった（原子炉建屋などの重要施設が影響を受けやすい周期ではないとしている）。津波も3mほど観測されたと報道されている。

今回の地震は広範囲に渡り、柏崎刈羽や福井県にある各原発も今後被害が明らかになる可能性があるが、もし放射能が外部まで漏れ出るような事故が発生しても、あの道路状況では逃げることは不可能であること、それだけでなく地震や津波で被害にあい混乱しているさなかでの原発事故複合災害（福島がまさにそうであったのだが）は、考えるに恐ろしい事態だということ、今回の地震は改めて示したのではないか。

●3.23集会の大成功から、再稼働阻止へ！

毎年行われている3月集会だが、今年は（5月から数カ月延期されても）女川原発2号機の再稼働が予定されていることから、1000万人アクションとの共催で、全国集会として行われることが決定した。また、1000万人アクションの呼びかけ人代表であ

る鎌田慧さんの発言も決まっている。

10.1の河北新報での意見広告＝紙面デモには2500を超える県内外の参加で大きなアピールとなったが、この力を是非3.23集会に結集していこう。そのために県内外の様々な団体に賛同団体になっていただくよう呼びかけるとともに、一人でも多くの方に参加を呼びかけよう。

「原発を止めた裁判官」の樋口英明さんは、11月に仙台で行った講演で、「原発の本質はただ二つ」として、「人が管理し続けられない」「人が管理できなくなったときの事故の被害は想像を絶するほど大きい」と話している。福島事故は確かに大きな被害をもたらしたが、吉田調書でも「我々のイメージは東日本壊滅ですよ」とあったように、それ以上の被害の可能性もあったことが明らかになっている。

そのような危険なもの、そして処理しようのない「核のゴミ」を生み続ける未来に押しつけてしまうものを、お金と引き換えに私たちのふるさとに存在させ続け、そして稼働させていいのだろうか。私たちは今一度問い返さなければならない。その思いを今年、仲間とともに心置きなく爆発させよう。

（事務局 舘脇）

「風の会・公開学習会」

東北電力のウソと規制委員会のいり加減さが明らかに

昨年12月9日に行われた「風の会・公開学習会 Vol.19 女川2再稼働と硫化水素問題その2 決定版」は、仙台原子力問題研究グループの石川さんがこの2年余り追及してきたこの問題の集大成となる内容だった。石川さんは、東北電力のHPはもとより、規制委員会の資料、規制委員会と東北電力の面談資料、設置許可申請書、自治体への提出文書、さらに情報公開で得られた資料などを駆使し、東北電力のウソを完膚なきまでに明らかにした。おそらくこれほどまでに女川原発の毒ガス防護対策の問題性を暴いた人は、日本中探してもいないと思われる。

それをかいつまんでいえば、以下の通りである。

- ① 規制委員会が女川2号機の「有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請」に合格を出したことは不当。
- ② 2021.7.12の女川2号機における硫化水素漏洩事故の原因についての東北電力の説明は虚偽。
- ③ 硫化水素は今後も出続けることから、抜本的な対策が必要。

それぞれ詳しく見ていくと、先ず①について。そ

もそも、すでに2020年2月に「合格」が出されて終わっていたはずなのに、なぜ2021年に追加で「有毒ガス防護」に係る原子炉設置変更許可申請を行わざるを得なかったのか。それは、福島事故の教訓から導きだされた「バックフィット」という考え方、すなわち「継続的な安全性向上を実現するために、常に新たな知見を収集し、必要と判断した場合には躊躇なく規制に反映させる」という考え方に基づく。これ自体はとてもいいことなのだが、問題はその適用の仕方だ。

この「有毒ガス防護」の法的要求は、毒ガスの検出・警報装置の設置である。しかし東北電力の申請内容は、「中央制御室の運転員等に影響はないことを確認していることから、新たな設備の設置はない」として、法的要求を無視したものになっている。しかも、規制委員会もそれを容認し、再び「合格」を出している。

しかし、2021年7月12日に発生した硫化水素漏洩事故を思い起こしてほしい。女川原発2号機では、実際に「有毒ガス」が発生し、作業員7名が救急車で運ばれる事故が発生したのだ。にもかかわら

ず、直後の審査で「何もしなくていい」となってしまったのだ。

なぜこのようなことになったのか？ それは、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」において、「可動源」「固定源」のみを「有毒ガス」の発生源と狭く規定していることが諸悪の根源だ。つまりここでの「固定源」とは、「敷地内外において貯蔵施設に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質」を指している。そして、「(硫化水素の発生箇所である) 当該タンクは硫化水素を貯蔵する設備

ではない」とし、一般的な防護具の準備や手順を整備するだけでOKとしているのだ。

次に②について。この説明が白眉の内容だった。結論的にいえば、東北電力の説明には5つの虚偽と、2つの未説明事項があるとし、それぞれについて反論・批判している。

ここで詳しく述べるできないのが残念なので、ぜひ「風の会HP」の当日の動画を見て欲しいのだが、ごく一部について説明したい。まずは虚偽説明1について。「自治体開示情報」から初めて判

虚偽説明1：(多量の硫化水素が放出されたから)「排気しきれなかった」	⇒「排気しきれなかった」のは、注入空気量倍増に見合う排気量設定を適正に行なわなかった“単純ミス”！これが≪真の事故原因≫
未説明事項1：「凝集沈殿槽」やさらに上流への逆流可能性は？	⇒排気不能分は1号機のどこかで流出した可能性あり。
未説明事項2：配管の接続順は？(オーバーフロー配管と処理系配管とは別？)	⇒オーバーフロー配管と処理系配管とは別なので、後日訂正？ ★東北電力がきちんと説明すべき！
虚偽説明2：多量の硫化水素がスラッジから放出(だから排気し切れず)。	⇒①硫化水素の大量放出は完全なでっち上げ！②健康障害をもたらした流出硫化水素濃度「100ppmレベル」から推定される放出硫化水素は、僅か43～39L(注入空気量の1万分の1)。
虚偽説明3：7.6の「瞬間的」高圧空気注入で「固結スラッジがほぐれ、新たな空気経路」が形成された(だから事故時に多量放出)。	⇒①7.6のたった3秒の「高圧注入」で流路形成するのは不可能。②高圧空気が固結スラッジをほぐすという主張は、「気体の性質」に完全に反する！
虚偽説明3'：凝集沈殿した活性炭スラッジが「固結」し、硫化水素を封じ込めていた。	⇒①凝集沈殿した活性炭スラッジ(フロック)は「高含水率(フワフワ・モアモア)」で、内部に気体を封じ込めることは科学的に不可能！②気体を封じ込める「スラッジ固結」のメカニズム(接着力・接着物質)を東北電力は説明せず。「スラッジ固結」自体が虚偽説明！
虚偽説明4：硫化水素は「重い」から2階から1階へ流下。	⇒事故時に流出した「100ppmレベル」の「硫化水素混合空気」は、「比重差」で2階から1階に自然流下することは科学的にありえない。
虚偽説明4'：硫化水素は「重い」からタンク上層階に流れ込まない。	⇒東北電力の「比重」の認識は誤り。事故時に流出・健康被害を与えたのが「硫化水素混合空気」と根本的に理解していない。<「大量放出理論」も同様！> <「スラッジ固結・ほぐし(流路形成)理論」も、気体の性質や圧力やコロイドなどの基礎知識が東北電力に欠けているため！> *それらの東北電力説明を“鵜呑み”にする、規制委・規制庁の「科学レベル」も問題！
虚偽説明5：系統外への硫化水素流出は、これまで確認されていない。(=7.12事故での2号炉制御建屋への流出が初めて)	⇒①14:20頃にタンク外に硫化水素流出・漏洩(=7.12の14:30頃の2号炉制御建屋への流出が初めてではない!)。この流出・漏洩の原因究明と、なぜ測定を行ったかが重要。でも東北電力はデータも測定動機も非公表。②14:30頃の「異臭連絡」(2号機逆流)より早い14:20頃、なぜ当該タンク付近で硫化水素の測定を行っていたのか？誰が計画し、誰が測定し、防護装備は？誰に結果報告？考えられるのは、以前から同タンク付近で硫化水素の漏洩・流出があったからでは？

明した事実として、そもそもこの部屋の換気の設計値は 700 立法m/h に対し、通常の空気供給量は 434 立方m/h。しかし、7月12日に行った空気供給量はその倍であることから、 $434 \times 2 = 868$ 立方m/h となり、換気が不能になって予期せぬラインから硫化水素が漏れ出たこと、すなわち注入空気量倍増に見合う排気量設定を適正に行なわなかった“単純ミス”が「真の事故原因」だと、すっぱ抜いたのである。

また、虚偽説明2について。そもそもどれほどの硫化水素が漏れ出たのかが明らかではないが、石川さんは被災者7名とも致死には至らず健康被害で済んだことから、100ppmと推定。注入空気量が434立方mであることから、放出硫化水素は43ℓと推定（別の計算でも39ℓと推定）。つまり、決して「多量」ではなく、注入空気量のわずか0.01%に過ぎなかった。

虚偽説明3に対しては、かねてから石川さんが主張しているように、凝集沈殿粒子はスキマだらけで、そもそも気体を閉じ込めるのは不可能である（たとえばヘドロ状態）。規制委員会に化学の専門家がいないことをいいことに、全くのデタラメの説明だとした。（虚偽説明4以下は省略）

そして③について。何より重要なことは、東北電力自身、これまでも「当該タンクに硫化水素が継続して発生・蓄積」していることを認めていることだ。これに対し石川さんは、「唯一の2号機側への流出防

止対策は「隔離弁頼み」で、それが100%機能することが前提だが、そのような1機器に依存する安全対策が誤っている（多重防護に反する）ことは、福島原発事故で証明済み。接続配管がある限り、隔離弁の不調（不完全閉や突然開）、通常時の予期せぬ空気注入（ポンプ作動）や換気空調系の不調などによる流出可能性が多々考えられる。沈降分離槽で硫化水素が発生し続ける限り、隔離失敗時の安全対策もキチンと講じておくべき。2号機側流出防止の根本的対策は、共用解消・接続配管撤去以外にあり得ないことは明らか」とする。

また、現在は発生する硫化水素は排気筒から放出されているが、それが約300ppm離れた制御建屋や緊急時対策建屋に入り込まないという保障はない（石川さんの計算では、6500ppmレベルの硫化水素の放出で、制御建屋外気取入口で最悪で5ppmになるとする）。

したがって最後に、「沈降分離槽（排気筒）から無処理放出される硫化水素に対し、東北電力は、本来必要とされる「影響評価」を一切行っていないのに、あたかも安全確認をしたかのように、「検出・警報装置」を設置しないまま再稼働しようとしている。実際のデータ・各種パラメーターを公表し、正確・厳密な「影響評価」を行ない、その結果“予期できる無処理放出”に対し「影響なし」との結果が得られたなら、詭弁を弄さず、正々堂々と「だから装置設置は不要」と説明すればいいのです」と結論づけた。（館脇）

UPZ自治体は住民を守る立ち位置にあるか

昨年11月、女川原発UPZ住民の会として東松島市の渥美市長に申し入れ書を提出しました。UPZ 関係自治体首長会議の代表幹事が、登米市長から昨年東松島市長に代わったからです。その回答が12月22日に事務局に届きました。UPZ 住民の会の定例会（12/20）に間に合わず、会としてはまだ内容を検討していませんので、私個人の感想であることをご了承ください。

まずは回答書をご覧ください。

申し入れ項目の1は、私たちの心の底からの叫びです。「被ばくしたくない!」「被ばくさせたくない!」回答は、住民の被ばくについて否定も肯定もしていません。確定的影響、確率的影響という語を用いて国の基準の説明をするのは、女川も石巻も登米も同じでした。国策だとして被ばくを我慢させる権限を私たちは行政に委ねていません。

女川原発再稼働は既に決定事項であると言います。再稼働を認めないよう働きかけるつもりはないということでしょう。2020年秋の村井知事の強引な言動とそれにひれ伏した多くの首長の姿が再現されます。それでも私たちは、女川原発再稼働の声をあげ続けます。

2について、30km圏外の区域に含まれるUPZ自治体の避難方法についても計画に反映できるよう要望するとのこと、実現のため、ぜひ知恵を絞ってほしいと思います。

避難計画の住民説明会は、それぞれの市町において行ってきたとありますが、少なくとも私の住む美里町ではUPZ圏内の住民だけが対象でした。繰り返し要望し、1月20日の避難訓練の後に今年初めて全住民対象に実施するとのこと。説明会は意識づけのためにも全住民を対象に繰り返し行うべき

です。「必要に応じて」と消極的な姿勢ではいざという時に動けません。UPZ全自治体が足並みをそろえて実施することの一つだと思います。

女川原発UPZ住民の会
代表 勝又 治子 様

UPZ関係自治体首長会議代表幹事
東松島市長 遠美 肇



女川原発再稼働についての申し入れについて (回答)

令和5年11月17日付で申し入れのありましたことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 申し入れ事項1

女川原発の事故により避難を要する災害が起きた時を想定し、UPZ自治体は、避難計画を作成しました。しかし、住民が気づく前に避難できないことは明らかです。このような状況での女川原発再稼働を認めないよう国や県に働きかけてください。

→申し入れ事項1に対する回答

女川原子力発電所の原子力災害が起きた時を想定し、UPZの各自治体は避難計画を作成しており、毎年、宮城県及びUPZ・UPZの各市町とともに、避難計画に基づいた原子力防災訓練を実施しております。毎年の訓練において抽出された懸念事項についても、宮城県と連携し各種対策や改善措置を図っているところです。

特にUPZにおいては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑えるためにも、まずは、屋内避難の措置をとることが重要とされており、原発施設から放射性物質放出の可能性が高まる全面緊急事態に至った時点で、屋内避難を開始し、その後、放射線物質の放出に至った場合においても、放射性ブルーームが通過している間に屋外で行動すると、被ばくのリスクがより増加することから、無用な被ばくを避けるため、屋内避難を継続し、放射性ブルーームが通過した後に、緊急時モニタリングの測定結果に基づき、地域の空間放射線量に応じて国の指示のもとに避難等の防護措置を行うこととなります。

避難及び一時移転に係る防護措置の判断基準は、2段階ありまして、区域の放射線量が1時間あたり5.0マイクログラム・メートル(OIL1)を超過した場合には速やかに避難、1時間あたり2.0マイクログラム・メートル(OIL2)を超過した場合には、24時間後においても2.0マイクログラム・メートルを超過している場合、1週間程度以内に一時移転することとなりますが、これは、重篤な確率的影響を回避又は最小化すること及び確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低くすることを基本とし、国際原子力機関(IAEA)の考え方を踏まえて、国により定められているものと認識しております。

また、「女川原発の再稼働を認めないよう国や県に働きかけてください」とのことですが、原子力発電所の再稼働については、UPZの各市町において様々な考え方があり、思いますが、電力の安定供給の観点から国が進めている政策であり、国において新設が前提と定められ、その基準をクリアしたとされたことや経済産業大臣から再稼働に向けた政府の方針への理解確保の要請があったことを踏まえ、宮城県知事及び宮城県議会議員並びに女川原子力発電所の立地自治体である市町長、市町長並びに市町議会議員の意見を反映し、県・両市町の首長が判断され回答された事であり、すでに決定事項となっていることとあります。

※OIL2 (Operational Intervention Level: 運用上の介入レベル)

原子力施設において異常事態が発生した際、オフサイトの放射線量モニタリングに基づき住民等の防護措置を実施する判断基準

2 申し入れ事項2

UPZ自治体は、30km圏内の住民を避難させ、一方で圏外には避難者を受け入れる体制を作り、事故が起きた時の30km圏外の避難計画はありません。しかし、福島の場合は半径40km以上離れたいる飯沼村でもブルーームの被害が拡大した。30km圏外の住民の避難計画も立てよう国や県に働きかけ、対策をとってください。さらに、UPZ各自治体で避難に関する住民説明会を行ってください。

→申し入れ事項2に対する回答

UPZ自治体は作成した原子力災害時の避難計画は、国から「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」として原子力発電所から概ね30kmの範囲として定められたことにより、30km圏内を対象としつつも一部の市町においては、当該市町の実情を反映した計画を作成しているものです。

福島の場合は30km圏外にも被害がありましたように、仮に女川原子力発電所の事故により30km圏外にも影響が及ぶような場合には、国の原子力災害対策指針に記載された、UPZ内の対応に準じて、その範囲の状況に応じて臨機応変の防護対策を行うとされています。緊急されているように、30km圏外から40km圏内に入った区域の住民への避難方法については、UPZ自治体としては考えておく必要があると思っております。国や宮城県に対しては、30km圏外の区域が含まれるUPZ自治体住民の避難方法についても避難計画に反映できるように要望してまいります。また、UPZ各自治体の避難に関する住民説明会については、これまで、それぞれの市町において行ってきておりますが、今後も必要に応じて、それぞれの市町において説明を行っていくものと考えております。

3について、既に死語になったと思っていた「世界一厳しいと言われる安全基準」が生きているのに驚きました。IAEAや原子力規制委員会を神格化、自らもそこにどっぷり浸かっているように見えます。住民を守る立場にあることを忘れてしまっただけで「住民を含めた第三者の目」を理解できないのかもしれませんが、「住民の安全」を前提に多様な考えを出し合ってしっかり議論し、方向性を見出していく場が必要です。

3 申し入れ事項3

日本周辺の情勢から女川原発が軍事的な標的になる危険は大いにあります。また、12年前の地震や津波で破損した2号機の大金をかけた修復が閉もなくなりつつありますが、これも新設とは違う危険性をはらんでいます。事故を未然に防ぐための手立てが必要だと思えます。東北電力に任せずに、住民を含めた第三者の目で厳しく監視できる体制を立地自治体や県、国とともに作ってください。

→申し入れ事項3に対する回答

新設基準においては、福島の新設の教訓を踏まえた各種安全対策上の審査基準が定められ、原子力事業者もそれらの厳しい安全基準に基づき対策工事が行われていると報告を受けていることから、世界一厳しいと言われる安全基準をクリアした施設が完成するものと認識しております。

また、事業者側で事故が発生した場合などにおいて、安全協定の取り決めにより速やかな情報提供、説明を受ける体制がありますので、宮城県など、立地自治体を実施する事業者への立入調査の同行が認められるなど、横行においても事業者任せになっておりませんので、これから国の原子力規制委員会の厳正な指導・監督のもと、宮城県など立地自治体と連携した対応をとっていく所存です。

4 申し入れ事項4

「燃料料交付金の交付対象をUPZ自治体に拡大する」要請書を県に提出したと聞きました。理由は「避難訓練時の職員の手当等」としていますが、交付金でなく必要経費として請求すべきではないでしょうか。「原発を手放さない」「原発を増やしたくなる」等、原発依存が前提とされる交付金を求めるべきではないかと私たちは考えます。いかがでしょうか。

→申し入れ事項4に対する回答

原子力事故を想定した計画の見直し、訓練の実施並びに軍機原資や物品の維持管理など日頃から市町職員のマニパラーを費やしております。

原子力防災対応以外の運営業務を行いながら、原子力防災にかかわる業務が生じておりますので、少なくとも原子力防災に係る費用は賄ってもらわなければならないと考えております。

また、今回の要請書の中に、民生安定対策及び地域振興策等についても財源として活用できるよう、要望してあります。

4について、久しぶりに行われた首長会議の内容が交付金でした。「少なくとも、原子力防災に係る費用は賄ってもらわなければならない」という考えには賛成です。必要経費として県に請求すればいいのです。民生安定対策及び地域振興策とは具体的にどんなことでしょうか。回答は、「原発依存」について触れていません。交付金は原発の甘い汁。一度受け取ったら手放せなくなるでしょう。そして、原子カラムの端っこに組み込まれ、ますます物言えぬ立場になるのではないのでしょうか。

今回、回答のほかに市長との懇談も要請しました。1月29日、13時30分から15分間。短いですが大事に使いたいと思います。

元旦の夕方に起きた石川県能登の大地震は2011年の震災を想起させます。志賀原発のことも他人事ではありません。住民は原発事故を自分事として考える。行政は「住民を守る」立ち位置で計画実行に当たる。これを目指し、これからも働きかけを続けたいと思います。

(24.1.4. 女川原発UPZ住民の会 勝又治子)

【追記1】原子力規制委員会と宮城県地元関係者との意見交換会 1月13日(土) 14:30~16:30

知事、立地自治体とUPZ自治体の首長、それぞれの議会議長が出席。発言するのは首長と聞き、美里町長ハストップの会として、住民を守る立ち位置で安全に関する発言をするように要請しました。

【追記2】女川原発UPZ住民の会学習会

「女川原発再稼働して本当に大丈夫なの？」

1月27日(土) 13:30~15:30 涌谷町公民館

2011年の地震、津波、原発事故・・・大熊町の元役場職員があの日から今日までを語ります。女川原発と重ね合わせ、自分のこととして女川原発の再稼働を考えましょう。

原発の天井クレーンは大地震に弱い

三陸の海を放射能から守る岩手の会が、川田龍平参議院議員に働きかけて、表題の件について昨年11月8日、国会で質問主意書を提出し、11月17日に国から回答を得ました。この問題については岩手と宮城の市民団体が2022年11月に東北電力と、また昨年5月に宮城県と交渉しましたが、納得のいく答えではなかったこと、またこれは国の規制に係る重要問題であることから、国へ問いただしたものです。「世界一地震の影響を受けやすいとされる女川原発！原子力規制により原発事故から国民を守る真摯な姿勢が見えない。追及し声を上げていきましょう」

(岩手の会のコメントより)。

※質問主意書と回答およびコメントは、「岩手の会」HPにあります。

<http://sanriku.my.coocon.jp/231108Q&A&C.pdf> 【以下は、その抜粋です。】

(内閣参質二一四〇号) 2023.11.8 提出
11.17 答弁書受領 川田龍平参議院議員提出
女川原発一号機の天井クレーンの支持台座亀裂に関する質問主意書答弁書 まとめ

質問書

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/212/syup/s212040.pdf>

答弁書

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/212/toup/t212040.pdf>

質問主意書前文

女川原発一号機の天井クレーンの支持台座亀裂に関する質問主意書

2022年9月12日に東北電力が公開した「女川原子力発電所の状況について(2022年8月分)」において、「国への報告を必要としない「ひび」「傷」等の事象として、一号機の原子炉建屋天井クレーンにおいて、走行部の支持台座にき裂を確認しました」とし、「2022年3月16日の地震によりき裂が入ったものと推定いたしました」と原因が記されていた。しかし、天井クレーンは安全上重要設備であるのに関わらずこの事故は未だに原子力規制委員会へ報告されていない。このことについて市民団体が東北電力に対し質疑を行っており、回答を得ている。以上に基つき、質問する。

要点：答弁書よりわかったこととコメント

1) 国は天井クレーンのき裂事故を報告対象外と判断した

→2011年東日本大地震で天井クレーンの軸受部が破損した際電力は国へ報告したが、2022年3月規則の運用の“留意点”が改正され、それを根拠に今回の事故を東北電力は報告せずに済ませ、国もこれを追認した。国は「き裂が生じたと推定される令和四年三月十六日以降は使用されておらず・報告対象に該当しない。」と答えたが、これは「三月十六日(大きな地震があった)までは使用されていた」ことになり、クレーンは廃炉作業の使用申中又は待機中の損傷であることから報告対象になるはずだ。

2) 580ガルで補強されたクレーンが、367.5ガル(地下二階)の地震によりなぜき裂が生じたのか答えず

→地下二階より屋上階のほうが、加速度が大きくなるだろうが、回答がなかった。2011.3.11の大地震時にヒビが入り、昨年の地震でき裂が生成した可能性等の検討がなされていない。

3) 浜岡原発では「安全上重要な機器でひび割れ等の軽度の故障があったとき、国、県、地元市等へお知らせする」ことになっている。会社により異なる対応でよいのかについて答えず

→原子炉等技術基準規則第18条では「使用中のクラス1～3機器等はき裂その他の欠陥があってはならない」とあり、浜岡原発はこの条項によりこの報告を決めたのではないか。

4) き裂が入った支持台座は1年半後の今年11月に耐震は前と同じものと交換した。早急に使用済燃料の乾式貯蔵もしくは地上プールでの貯蔵を行うよう求める

→交換した支持台座は前と同じ580ガルの耐震であり、これでは多くの震度6弱(520ガル～)以上の地震に耐えないことになる。国へ報告せず事故隠しの対応をしていると、このような脆弱な耐震対応で済ますことになる。

5) 女川原発2号機、3号機の天井クレーンについて損傷がないことを確認している。しかし回答の原子力規制検査報告書には評価が出ていない。

→原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度である。女川原発2号機、3号機の報告書でクレーン検査結果の報告は見つけることができなかった。国の答弁は不親切なものであった。

原発の天井クレーンは大地震に弱いことを示す貴重な事例を、東北電力は国へ報告せず隠蔽し、そのことを国も容認しています。重要な報告を求めよう

としない姿勢は規制に値しません。重大事故への道です。追及し声を発していきましょう。

(永田)

カナダの原生林が伐採され生物多様性維持困難

…それを燃やす木質バイオマス発電所が仙台港に2つ…



12月2日、仙台市宮城野区にある福祉施設田子のまの集会室で、「北米の森を燃やす仙台港バイオマス発電」と題する学習会が開催され、カナダ・ブリティッシュコロンビア州から来日されたミシェル・コノリーさんとベン・パーフィットさんが講演しました。参加者は主催側も加え、71名でした。

○仙台港バイオマス発電所2つで 宮城県産木材消費の2倍燃やされる

最初に主催者代表として水戸部秀利先生（仙台港石炭火力訴訟原告団）が挨拶。「宮城県産の木材は年間36万トン消費されているが、仙台港に建設されるレノバ社・住友商事の2つのバイオマス発電で年間75万トン（ペレット）消費される。これだけでも莫大な森林喪失である。そのバイオマス発電を今年10月発表した仙台市の温暖化対策計画では2030年度55%削減計画の一部に取り込んでいる。大変な問題で、仙台市の考え方を考えさせる必要がある」と、学習会を持った理由を説明。

○木質バイオマス発電はCO₂排出量が 最大で経済的にも成立しない

次に、地球人間環境フォーラムの飯沼千代子さんが報告。「実は木質バイオマス発電のCO₂排出量は石炭火力よりも2割多く、最も悪質な発電所と言える。バイオマス発電はカーボンニュートラルだとして再生可能エネルギーの一部に扱われているが、森の再生には何十年もの時間がかかり、2050年1.5℃目標達成に何の役にも立たない。しかも森林が伐採されると、生物多様性が失われる。日本のFIT制度はひどい建て付けで、バイオマスを混焼させる石炭火力38基をFITとして認定し、CO₂排出量

を増やしている。木質バイオマス発電はFIT制度（補助制度）がなければ成立しない。なぜなら、経費の7割が材料費（木質チップやパーム椰子殻の輸入費）だからだ。」このように大変ショックな内容が報告されました。

○木質ペレット作りのために破壊される カナダの原生林

次にカナダから来日の森林生態学者ミシェル・コノリーさんが報告。「ブリティッシュコロンビア州では110年前から原生林の伐採が始まり、現在も続いている。原生林は生物多様性を維持し、自然の炭素の貯蔵庫だ。だが、もう2~3割しか残っておらず、貴重な存在となっている。そこにカリブーやムース・ヒグマ・山猫など多くの生物が暮らしている。業界や政府は環境に優しいイメージを売り込もうとしているが、人工林が炭素を貯蔵するのは20~30年後のこと。原生林伐採は地球温暖化を加速させる要因となっている。」

○伐採量が急激に減少している カナダの森林産業

さらにジャーナリストのベン・パーフィットさんが報告。「ブリティッシュコロンビア州はカナダの中でも木質ペレット大国として存在し、2022年253万トン輸出し、そのうちの55%が日本のシェアである。しかし伐採対象森林の減少で伐採量が低下し、2013年7,660万m³から2022年5,130万m³に落ち込み、2035年には3,800万m³となると予測される。ブリティッシュコロンビア州でも2022年住友のペレット工場などが閉鎖され、州全体で2023年48万トンもの生産減少となっている。しかも2022年州で2200件以上の森林火災が発生し、州の2.6%に相当する面積2万5千km²の森林が焼失した。」このように持続可能ではない深刻なカナダの森林産業の実態が報告されました。

次に6名の方から質問があり、FFF仙台の青木さんが「コンセントの向こう側を考えよう」と閉めました。（広幡）

6.17 最高裁判決を覆そう！

ノーモア原発公害 裁判勝利をめざす宮城集会



「6・17 判決」(2022年6月17日、最高裁判所が、福島第一原発の過酷事故によって被害を被った被害者による損害賠償請求裁判のうちの4事件で、事故を引き起こした国の責任を否定した判決)を批判し、仙台高裁に係属している原発公害訴訟で、正義・公平を貫く判断を獲得し、岸田内閣による新たな「原発最大限推進政策」と「汚染水海洋放出」に歯止めをかける集会在、11月25日、仙台市戦災復興記念館で開催されました。

昨年12月に続く2回目の集会で、「仙台共闘」として、みやぎ原発事故訴訟団、山形原発事故訴訟団、山木屋原発事故訴訟団、津島原発事故訴訟団、こども脱被ばく訴訟団、女川原発訴訟団(以上、仙台高裁係属中)いわき市民訴訟団(最高裁係属中)が共同開催しました。

開会の挨拶で、女川原発再稼働差止訴訟原告団原伸雄団長が「6・17判決を克服するには、逆転勝訴した松川事件裁判のように国民的大運動を起こし、世論を喚起することだ」と、国の責任を認めさせる運動を訴えました。

○法の番人の役割放棄を許さない 世論の形成を！

樋口英明さん(元福井地裁裁判長)が、「6・17最高裁判決の誤りと下級審裁判官に求められること」と題した記念講演を行い、「過去を分析する能力がない人は、将来を分析できない」と、6・17判決を書いた裁判官を徹底批判しました。

「①長期評価は信用に値するものか否か、②経産大臣が東電に津波による防止策を命じるべきであったか否か、③命じたとしても事故は防ぐことが出来たか否か」が争点でしたが、最高裁判決(多数意見)は「①と②の判断をせずに③の結論を因果関係がないとして国の責任を否定した」と批判し、この多数

意見に反対した三浦裁判官の反対意見「①長期評価は信用性がある、②経産大臣は東電に命令すべきであった、③原子力基本法など法の趣旨は万が一の事故を起こさないための法規制である」は、質、量、説得力、格調の高さ、具体的妥当性において多数意見を圧倒していると評価し、多数意見は、国民の側に軸足を置くのではなく、国の側に軸足を置いており、法の支配の番人としての役割を放棄していると鋭く批判しました。

「原発は人が管理し続けなければならないもので、その管理を怠れば事故の被害は想像を絶するほど大きいものになる。その原発の本質がわかれば原発は止めなければならないのは当たり前だ」とし、6・17判決を乗り越え、最高裁の判断を変えていくには、「自分のそばにいる大事な人二人にこの話を伝えていくこと」「それを聞いた二人が他の大事な二人に伝えていけば世論は確実に変わる」と話を結びました。

○被害の全面救済をめざす

「ノーモア原発公害市民連絡会」が発足

二人目の記念講演は、寺西俊一さん(一橋大学名誉教授・日本環境会議理事長)の「岸田政権の原発政策とその問題点を問う」と題しての講演。原発促進、老朽原発の使用期間延長と原発推進に舵をきる中、全国で闘われている裁判や運動をつなぎ、福島第一原発事故による被害の全面救済をめざす「ノーモア原発公害市民連絡会」が発足したことが報告されました。6・17判決を越え、克服する判決を求めていくこと、福一事故被害の全面救済と原状回復を求めること、汚染水の海洋放出中止や老朽原発の再稼働即時停止を求めることを「市民連絡会」の当面の活動としていくことが報告されました。

講演後、共同開催した各訴訟団の裁判報告が行われ、なかでも3月10日に仙台高裁が出した「いわき市民訴訟」判決は、国と東電を断罪しているのに、「津波を止めることが出来たとは断定できない」と「国の責任」を認めないもので、最高裁判決に忸度したものだとして報告されました。全体でこの判決を克服し覆す闘いが必要であることを確認しました。

「6・17最高裁判決を覆そう」集会アピールを参加者全体で採択し、来年、新たな勝利判決をもぎ取り、この場に結集することを確認し合いました。

(日野正美)

被ばくによる正当な補償がなされる社会を求めて

～12月18日、「子ども脱被ばく裁判」国賠訴訟二審判決～

●諸悪の根元は《30キロ圏》にある？

《子ども脱被ばく裁判》の2審では、「子どもが安全な環境で教育を受ける権利」を確認しそれを求める《人権裁判》と、「行政による不作為やミスリードにより、“無用な被ばく”をした事による精神的な慰謝料」を求める《国賠訴訟》に分離して争われました。

この裁判は非常に画期的で、原発事故による被ばくは“風評”ではなく、“実体被害”が存在する事を明らかにし、この事故を起こした加害者が姑息にも主張している「被ばくによる健康被害は一切ない」というデタラメな言説に風穴を空ける事が出来る、つまり、行政が年間20ミリシーベルトに被ばく値を上げて義務教育を強行した事は、子どもに被ばくを強要した事にほかならず、その他、安定ヨウ素剤を服用させなかった事、SPEEDIの予測の非公表、山下俊一発言などにより《深刻な健康被害》をもたらした事を問う裁判なのです。

しかしながら、今回の国賠訴訟でも、仙台高裁は《社会秩序》を優先し《適切な避難》をさせなかった行政を全て追認し、違法性を一切認めませんでした。

●《仙台高裁の判決》を受けて考えた事 (=我々はこの原発事故の被害者である！)

このような、全ての被害者にとって重要な《子ども脱被ばく裁判》でしたが、なぜ負けてしまったのでしょうか？

原発事故から13年が経ちますが、今では「汚染水」が圧力により「処理水」という欺瞞的な呼称になり、新たに大量の放射能が海に拡散され、2次加害(=新たな健康被害)を許してしまうほど、反原発・反被ばく運動が後退しています。こういった背景も今回の判決に影響を与えたと思います。

元々、メルトダウンにより3つの建屋が爆発し「放射能が空に海に陸に広く大量に拡散」し、絶対に人々の避難が必要になった時、避難の線引を行う目的で、事故を起こした側(加害者)による《30キロ圏》という《政治》が発明され、避難者の政治的な線引が行われ、被ばく者が分断されました。この事(避難=生きる権利)を反原発運動の側が運動化しきれなかった事、結果的にこの暴挙を許してしまった事が、その後の社会状況に大きな影響を与えていると思います。

言うまでもなく、30キロという距離に科学的な根拠は全くありません。福島県の3大都市(いわき市、郡山市、福島市)を含まない事が加害者にとってはとても重要な事で、すなわち3大都市を含めると100万人規模の避難になり社会的な混乱が大き過ぎて(この事故後も原発を続ける為にも)、被害者の健康を優先した《広範囲な避難》は絶対にしない=させない、と判断したと思われる。こうして少なくとも100万人以上の人々に被ばくを強要しました。

要するに、加害者は《被害者の健康》よりも《社会秩序の維持》を優先しました。それ故に、本来は国の責任で避難させるべき人々が《自主避難》という形を取らざるをえなくなり、自分や家族の命を守る為に必要な行動であるにも関わらず、「勝手に避難している人」というレッテルが貼られ、陰に陽に不当な扱いを受ける事となりました。

そして、事故を起こした側は、事故直後から、《風評被害》はあっても「被ばくによる《健康被害》は一切ない」という実体被害を認めない立場を、一貫して取り続けています。その結果、未だに子どもの「甲状腺がん」すら認めていません。

●被害者に立証させることの理不尽さ (公害裁判)

こうした加害者を相手に原告・弁護団は全身全霊で闘っていますが、尚、この社会状況では(=旧優生保護法の国賠で不当判決を下した石栗裁判長である事も含め)、裁判に勝つ事は相当に困難だと思います。やはり、こうした公害裁判では「被害者が健康被害がある事を立証する」のではなく、「加害者に健康被害がない事を立証させ」なければと強く思います。そもそもの《立証責任》が逆な事が、こうした公害裁判における1番の問題です。被害者が立証責任を負わされる理不尽さこそが、国家(司法)が国策と社会秩序を優先し、個人の健康を軽視している現れだだと思います。認めたくはありませんが、“ここ”を変えない限り、永久にこの理不尽さは続きます。

何故なら、“被ばく”している事は明白な事実であるので、本来、被害者は「原発事故によって被ばくした事」のみを証明すれば良いはずで、もし仮に被ばく者の生存権を一切侵害していない、すなわち「何人の健康にも何ら影響を与えていない」事を主張するのであれば、事故を起こした側が加害がな

い事を《放射能を拡散させた側の責任》として“無い”を立証すべきである。

もしそれが出来ない場合は、加害者は被ばくにより生存権を侵害した事になり、裁判としては損害賠償という形（要するにお金）で償ってもらえない。しかし、金を払うだけで解決する問題ではない事は明らかで、原発を止める事こそが真の解決です。（＝本当に被ばくによる健康被害を認めさせた場合、正当な賠償額は一体いくらになるのでしょうか？）

実際には、原発事故の直後から毎日毎日「およげ！鯛焼き君」のように被ばく（被ばく歴13年）しているの、本当は健康被害は相当発生しているはず。そして、今後も健康被害が発生します。私達は行政やマスコミのミスリードにより被ばくに対して鈍感にさせられています、本当は《放射能はもの凄く危険で恐ろしい》事を日々再認識していかないと、知らない内に洗脳されて《被ばくによる健康被害》について考えなくなります。

判決とは直接関係ない事も書きましたが、自分は被ばくによる正当な補償が成される社会は《原発が既に廃炉になっている》社会であり、当然《汚染水の海洋放出も中止している》社会です。そして《この物言えぬ社会状況を作り出したマスコミが、言論統制を受けず批判精神を発揮している》社会、それにもまして《長時間労働が改善され、諸個人が自分で自由に考える時間を確保した》社会を実現しないと、本当に被ばくの問題を解決する事は厳しいと強く思います。

最近の「コロナ・ワクチン騒動」でも、人々の健

康不安を煽るマスコミが行政と一体化しての《扇動》する事とワクチンによる健康被害（死者）については全く報道しない《無風状態》とのギャップに前途の険しさを感じますが、しかしながら、どんな《困難》にも負けないで《夢》を決して諦めないで、少しずつでも地道に「最高裁」もしっかり頑張ってください！

（いわき金曜行動 熊谷恵一）

【編集注】 1. 二審判決、および、判決に対する弁護団の見解については以下参照。

<https://fukusima-sokaisaiban.blogspot.com/>

2. 2024年1月4日、原告側は「子ども脱被ばく裁判」国賠訴訟を原告提起しました。



大崎から～一審判決を覆さないと大変なことに…

前回報告したごとく大崎住民訴訟は、昨年10月4日に仙台地裁で判決言渡しがありました。不当判決と言える内容で住民側の敗訴です。それを受け、住民側は10月16日に仙台高裁に控訴しました。控訴人は一審の原告124名から係争中にお亡くなりになった方々など19人減り、105人です。

仙台高裁控訴審第一回目の口頭弁論期日は、1月25日（木）15時から101号法廷と決まりましたので、それをお知らせするとともに、多くの方々

の引き続きの傍聴支援をお願いすべく、今回も寄稿することにします。

前回の鳴り砂で、地裁における争点と裁判所の判断を表にして示しました。それを再掲し、去る12月22日に大崎図書館で行われた報告会での弁護団松浦弁護士による控訴理由についての講演を、かいつまんで紹介しておきたいと思います。控訴理由については、松浦弁護士のプレゼン資料とreportに拠っています。

○仙台地裁における争点と裁判所の判断（「鳴り砂」2-127号の再掲）

争点の根拠	裁判所の判断	
覚書違反 （最終処分場 水利組合）	重金属を持込まない 疑義に対し協議の上対応	セシウム(Cs)は重金属に当たらない 説明会や協議会を実施している

申し合わせ違反 (西部クリーンセンター 行政区)	機能・設備等変更する場合地元住民に十分説明し合意を得る 住民の不安・疑問に対し直ちに改善に努める	Cs を燃やすことは機能・設備等の変更に当たらない 努力義務を定めたもの
人格権侵害(平穏生活権侵害)	【内部被ばくの主張・立証】 リネン吸着法 空間線量の解析(焼却による空間線量の挙動) 尿検査 排ガス測定で煤塵を検出	【原告の主張を退ける】 特措法の規定(8,000Bq/kg以下は一般廃棄物として処理)に従っている 環境省はバグフィルターで99.9%捕捉すると言っている 環境省は1mSv/kg以下では健康被害は生じないと言っている 原告実施の排ガス測定でCsは検出されてない

○控訴理由書の内容について(松浦弁護士)

1. 判断枠組みの問題

一審判決は、被告の裁量権(判断の幅)の範囲の逸脱又は濫用と評価される場合の適用範囲を不当に狭める(裁量逸脱・濫用にならない方向)ものになっていると指摘し、判断過程をも審査できる基準を用いるべきと主張しています。

2. 本件覚書及び本件申し合わせ違反に関する審理及び判断の問題

本件試験焼却は本件覚書及び本件申し合わせに違反しないと結論づけた一審判決は、あまりにも形式的乱暴な条項解釈である。

判決文中の「前提事実」に、「地元住民の環境を今後とも守る為、次のとおり申し合わせいたします。」の文言を意図的に記載せず、「機能・設備を変更する場合」の解釈をおこなった。また「機能・設備等の変更」を「機能・設備」に限定することで、「地元住民に事前に説明し合意を得る」の判断を回避した。

控訴理由書では、改めて、覚書や申し合わせについて、趣旨・目的(環境保全条項)から遡った解釈をしていくべき旨主張し、一審判決でのこの点の審理不尽を再度審理するよう求めていく。

3. 住民の平穏な生活権(人格権)侵害に関する審理及び判断の問題

一審裁判所は、控訴人らが試験焼却により放射性物質が漏れていることを5年にもわたって主張立証を行ったことを無視し、審理されてきた事項の中身の検討に入ること一切しなかった。また、特措法、ICRPの基準を所与の前提として審理し、結論を出しただけである。

一審裁判所は、その審理において、控訴人らが求めた本件指定基準自体の問題を立証するための専門家尋問を全て却下し、科学的検証を行わなかった。

控訴審では、一審で審理不尽となったこれら人格権侵害の実態や内部被ばく健康リスク等の審理を求めていく。

○控訴審第一回口頭弁論期日の傍聴支援を

行政は特措法とICRPの基準を盾に(ICRP基準においては都合のいい解釈も含め)放射性汚染廃棄物の焼却を着々と進めています。それにとどまらず大崎市では、県外事業者に委託し県外焼却処理も行いました。この流れは、同じ圏域の美里町や涌谷町にも波及しつつあります。放射能を他県へ拡散し、他県の住民の平穏生活権を侵害することになります。

第一審判決は、行政のこうした誤った政策を同じ考え方で是認し、お墨付きさえ与えています。一審判決を覆さないと大変なことになります。汚染水の海洋放出、汚染土壌の再生利用、なんでもありになってしまいます。第一審判決は正に行政村度判決であり、控訴審にてひっくり返さないといけません。

改めて皆さんの傍聴支援をお願いいたします。

(2024.1.5記 大崎市 芳川良一)

七転八起



2024.1.6.

⑨

【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

放射能汚染廃棄物の焼却差止め

大崎住民訴訟控訴審 第1回口頭弁論

1月25日(木) 15時～仙台高裁101号法廷

【報告集会】仙台弁護士会館4階

第513回 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：1月26日(金) 元鍛冶丁公園

(18時15分集会、18時30分デモ出発)

主催：みやぎ金曜デモの会(代表 西)

〈連絡先〉070-5092-1701(西)

女川原発UPZ住民の会学習会

「女川原発再稼働して本当に大丈夫なの？」

講師：武内佳之さん(元大熊町役場職員)

日時：1月27日(土) 13時30分～

会場：涌谷公民館交流ホール 《無料》

〈連絡先〉090-4315-3930(橋本)

女川原発再稼働差止訴訟控訴審

第2回口頭弁論期日 仙台高裁第3民事部

1月31日(水) 14時～ 101号法廷

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会総会

記念講演「原発と地震～基準地震動とは」(仮)

講師：上澤千尋さん(原子力資料情報室)

日時：3月2日(土) 13時～16時

会場：古川教育会館

〈連絡先〉0229-52-3072(芳川)

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第8回口頭弁論期日 仙台高裁第1民事部

3月11日(月) 14時～ 101号法廷

映画「原発を止めた裁判官」石巻上映会

日時：3月16日(土) 10時/14時/18時30分

会場：マルホンまきあーとテラス 小ホール

入場料：1000円 中高生：無料

〈映画上映会関連企画〉

写真展「3.11津波直後の石巻・女川原発周辺」

日時：3月13日～20日 10～20時(18日休館)

会場：マルホンまきあーとテラス市民ギャラリー一

主催：『原発を止めた裁判官』石巻上映会実行委

〈連絡先〉070-2025-8823(近藤)

「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審 判決

3月18日(月) 14時30分～

仙台高裁101号法廷【報告会】仙台弁護士会館

第11回いのちの光3.15フクシマ ～フクシマが背負ってきたもの伝えつづけるもの

講演：高瀬つぎ子氏(福島在住カトリック信者)

日時：3月16日(土) 14時～16時 《無料》

会場：仙台市・カトリック元寺小路教会大聖堂

主催：「いのちの光3.15フクシマ」実行委員会

〈問合せ〉090-2022-4007(木元)

みやぎ脱原発・風の会 会計報告

(2023年1月1日～12月31日)

繰越金	643,710円
《収入》会費	297,410円
カンパ	133,826円
合計	431,236円
《支出》印刷費	78,131円
通信費	204,834円
活動費	160,249円
その他	32,616円
合計	475,830円
《残金・繰越金》	599,116円

会費・カンパ、ありがとうございました。

■□2024年会費振込みのお願い□■

《郵便振替口座》02220-3-49486

《口座名》みやぎ脱原発・風の会

会費●3000円/年

賛同会費●1000円/年

【もくじ】

- 2号機再稼働を止める全国的な運動を牽引しよう…1
- 東北電力のウソと規制委のいい加減さが明らかに…2
- UPZ自治体は住民を守る立ち位置にあるか…4
- 原発の天井クレーンは大地震に弱い…6
- カナダの原生林が伐採され生物多様性維持困難…7
- 6.17 最高裁判決を覆そう！…8
- 被ばくによる正当な補償がなされる社会を求めて…9
- 一審判決を覆さないと大変なことに…10
- インフォメーション…12

【別冊もくじ】

- 一般住宅と原発の耐震設計の違い…1
- 「地震動(ガル)」と「応答スペクトル(ガル)」…3
- 新規制基準を理解して対応しているのは東北電力だと自負！？…4
- 女川原発アラカルト…5
- 脱原発みやぎ金曜デモ…7
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き…8

